

(可決)

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

(発議第1号・原案可決)

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、県内40市町村のうち、29市町村を占める過疎地域では、人口減少や少子高齢化が進行する中、地域経済の縮小、担い手の不足、地域コミュニティ機能の低下など多くの課題に直面している。

一方、過疎地域は、本県の基幹産業である農林水産業を担い、食料安定供給を支えるとともに、農地・森林の適切な管理を通じて国土の保全や災害の防止、森林による地球温暖化の防止などの役割を果たしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は県民はもとより国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月9日

青 森 県 議 会

(第300回定例会・発議第1号・田中順造外46名提出)

(可決)

## 米軍三沢基地所属の航空機による重大事故の 再発防止を求める意見書

(発議第2号・原案可決)

令和元年11月6日18時37分頃、米軍三沢基地所属のF-16戦闘機が、三沢対地射爆撃場の西側約4.8キロメートルの施設区域外の民有地に模擬弾を落下させるという事案が発生した。

模擬弾の落下場所は小中学校に近い民有地であり、約226kgという相当な重量物であることを踏まえると、一步間違えば大変な惨事になったと考えられる重大事案であり、しっかりとした原因究明と再発防止策が求められている。

今回の事案は、県民に重大な不安を与え、民生の安定を損なうものであり、また、平成30年2月に同F-16戦闘機による燃料タンクを投棄した事案が発生した際も、安全管理の徹底や再発防止に万全を期すよう強く要請したにも関わらず、このような事態を招いたことは極めて遺憾である。

本議会としても、県民の生命・財産の安全確保を守る立場から、米軍三沢基地及び国に対し、米軍三沢基地所属の航空機について、機体の点検・整備、隊員の教育・訓練を徹底し、県民の安全・安心を脅かす重大事故の再発を防止するよう再度強く要請する。

以上、地方自治第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月9日

青 森 県 議 会

(第300回定例会・発議第2号・田中順造外39名提出)

(可決)

## 松くい虫被害及びナラ枯れ被害に対し 万全の対策を求める意見書

(発議第3号・原案可決)

深浦町で平成27年から松くい虫被害が、また、平成28年からはナラ枯れ被害が発生しており、被害の拡大防止に向けて、これまで県は、被害木の早期発見と駆除の徹底による各種対策を講じてきたところである。

しかしながら、昨年度、「南部あかまつ」の産地である県南地域において初めての松くい虫被害が、今年度は、民有林と国有林を合わせてこれまでの最多となる13,712本のナラ枯れ被害が確認され、今後とも継続的に被害の発生が予想されるなど、予断を許さない極めて厳しい状況が続いている。

本県には、豊富なマツ林やナラ林が広がっており、これらの森林資源を循環利用するとともに林業の活性化対策を積極的に推進しているが、松くい虫被害及びナラ枯れ被害対策を着実に実施しなければ、森林資源の循環利用に多大な影響を及ぼすとともに、県民の生命や財産を守る、森林の公益的機能の低下が懸念される。

国は、我が国における被害先端地域である本県において、松くい虫被害やナラ枯れ被害のさらなる拡大の防止を図るため、国有林での対策を徹底するとともに、本県に対して国庫補助事業予算を優先的に配分するなど、万全の対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月9日

青 森 県 議 会

(第300回定例会・発議第3号・田中順造外46名提出)